

## 訪問看護ステーション 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社くまぎきが開設する訪問看護ステーション看護くまっこ(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護事業(以下「訪問看護」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士(以下「看護師等」という)が、病気やけが等により居宅において継続療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援する。

2 訪問看護の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

### (ステーションの名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション 看護くまっこ
- (2) 住所 岐阜市日置江3丁目90-2 ブランドールアオキ東棟101号室

### (職員の員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員・看護師兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、所属職を指導監督し、適切なステーションの運営が行われるよう統括するとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。

- (2) 職員 18名以上

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護、請求事務その他事務を担当する。

理学療法士 実情に応じた相当数

作業療法士 実情に応じた相当数

在宅におけるリハビリテーションを担当する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は毎日とする。  
ただし、1、国民の休日  
2、12月30日～1月3日まで  
3、8月13日～8月15日まで  
は、休業日とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- (3) 上記の営業時間外は、電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

#### (指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用者がかかりつけ医に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者またはその家族等からステーションに直接申し込みがあった場合には、主治医に指示書の交付を求める。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。

#### (訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事、および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理(経管栄養、胃ろう管理等)
- (10) その他医師の指示による医療処置

#### (緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

看護師等は、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(通常のステーションの実施範囲)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、大垣市、羽島市とする。

(健康保険法の訪問看護利用料金)

第10条 訪問看護を提供した場合、医療保険法に基づく本人負担分を徴収する。

2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者やその家族等に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 その他、利用料として次の額を請求する。

(1) 営業時間内時間延長料

2時間を超える場合 30分当たり 1500円

(2) 営業時間外延長料

18時～22時 30分当たり 2000円

22時～9時 30分当たり 3000円

(3) 日常生活上必要な物品 実費相当額

(4) 死後の処置 12000円

4 交通費について第9条に規定する通常事業の実施地域の場合は無料とする。それ以外の地域については一律800円を徴収する。

5 その他の費用の徴収が必要になった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者またはその家族等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(介護保険法の訪問看護利用料金)

第11条 訪問看護を提供した場合の利用料金は、原則として介護保険負担割合証に応じた利用料金を徴収する。

2 日常生活上必要な物品 実費相当額

3 交通費について第9条に規定する通常事業の実施地域の場合は無料とする。それ以外の地域については一律800円を徴収する。

4 その他の費用の徴収が必要になった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者またはその家族等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(秘密保持)

第 12 条 看護師等は、在職中、退職後に関わらず、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。またステーションは、秘密保持に必要な処置を講ずるものとする。

(苦情を処理するために講ずる措置)

第 13 条 ステーションは、利用者またはその家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者またはその家族等に説明をするものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 ステーションは、看護師等の質の向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 2 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 ステーションは、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報を守秘する。
- 3 ステーションは、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報を守秘させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの情報を守秘するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う他、看護計画等、指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 ケ年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社くまぎとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止)

第 15 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止等のため以下の取り組みを行う。

- ・虐待防止委員会の設置、委員長の選定、委員会の定期開催
- ・虐待防止に関する指針の整備
- ・従業者に対する研修の実施

(ハラスメント)

第 16 条 ステーションは、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境をつくり、また利用者またはその家族がステーション職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの

行為が認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(感染症予防)

第 17 条 ステーションは、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の取り組みを行う。

- ・感染症対策委員会の設置、委員長の選定、委員会の定期開催
- ・感染症対策に関する指針の整備
- ・従業者に対する研修の実施

(業務継続計画)

第 18 条 業務継続計画の査定等にあたり、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に必要な措置を講ずるものとする。

(附則)

この規程は平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

(変更)

この規程は平成 22 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は平成 24 年 9 月 1 日より施行する

この規程は平成 25 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は平成 26 年 5 月 15 日より施行する。

この規程は平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は令和 2 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は令和 7 年 3 月 1 日より施行する。